

○ 9 月 8 日（木）選挙区調査特別委員会での意見概要

（新政みえ）

- ・ 会派としての意見はまだまとまっていないが、次の意見があった。
- ・ 1 人区はできるだけ避けるべき。
- ・ 様々な地域課題がある南部地域で 6 人減はどうか。
- ・ 定数増とする選挙区の検討をしてはどうか。

（自民党）

- ・ 会派としての意見はまだまとまっていないが、次の意見があった。
- ・ 平成 27 年国勢調査の結果を反映し、申し送りのとおりしっかり検証すべき。
- ・ 伊賀市選挙区のことを改めて認識すべき。
- ・ 先の参議院議員選挙における合区議論もあり、鳥羽市・志摩市選挙区の合区の議論を深めてほしい。
- ・ 外部の方々の意見を踏まえた公平・公正な定数、一票の格差の検討。
- ・ 現行条例を実施せず改正することはどうか。
- ・ もう少し時間をかけ議論を深めたい。

（鷹山）

- ・ 現行条例の採決にあたり賛否両論あり、かなり議論を行った結果、議決された。この条例の下で一度は選挙を実施すべき。
- ・ 変えるのであれば、県民にきちんと説明が必要。
- ・ まずは、次の選挙を現行のままとするか、改正をするのかを決めるべき。

（公明党）

- ・ 議決した現行条例を尊重すべき。
- ・ 委員長報告の附帯とした 2 つの論点をしっかりと議論を深める。

（日本共産党）

- ・ 現行条例案は、当時の議論に入っていれば疑問を呈していた。
- ・ 地域性を尊重しながら一票の格差の是正をするため、定数減だけではない解決の仕方があったのではないか。
- ・ これからどのようなようになっていくにしても、委員会としてきちんと理解を得る説明をすべき。

（能動）

- ・ 一票の格差が 1.60 から、今回の国勢調査で 1.67 となったが、2 倍以下であるのでそのままでよい。

(大志)

- ・改選前の議論は大切にすべき。
- ・最も尊重すべき一票の格差や、1人区。定数6減、地域間格差、合区など、完璧ではないが、知恵を絞り作成されている。

(草の根運動みえ)

- ・一票の格差是正のための手段として定数削減のみであったため、大幅な減になっている。定数増も含めて一票の格差是正をするとよい。
- ・人口減少の大きい地域と比較的緩やかな地域、例えば南部と北部のように二極化していくことになれば、人口の少ない地域、困難を抱えた地域だけ議員が減っていく。
- ・前回議決したものをひっくり返すのは県民との約束違反。しっかりと県民に説明できるように責任を持って議決しなければいけない。

(会派意見に追加した意見)

- ・亀山市選挙区、鈴鹿市選挙区をそれぞれ1増し、尾鷲市・北牟婁郡選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区をそれぞれ1減、鳥羽市・志摩市選挙区は2のままとしてはどうか。
- ・多気郡以南が1人区となり、全部足しても四日市選挙区に満たない。南部地域の議員をどのように確保していくか。
- ・特例区を設けることもでき、最高裁で3倍、5倍の格差を認めた事例がある。
- ・外部有識者の意見を聞くとともに、合区、1人区については地元の声を聞くべき。
- ・ふさわしい定数の議論が必要。6常任委員会に〇人ずつで〇〇人など。
- ・一票の格差は3倍までは許される。面積の逆転現象が起こっている。
- ・条例を変えた方がよいならば、変えることをいとわないのが三重県議会である。

(委員間討議での意見)

- ・国勢調査の結果、現行条例の総定数45名で鳥羽市は強制合区の対象となる。
- ・参考人として外部からの意見の聴取や、南部を含めて現地に出向くなど直接有権者の方からの声を聞く機会をつくってはどうか。
- ・今度の選挙は現行条例でやるとするのか、もう一度議決する方向でいくのかによって議論が変わってくる。
- ・議論が始まったばかり、自由討議をしっかりとやる中で方向性を出してほしい。
- ・今からの議論であるが、次の次の改選時から実施する話ではない。現行条例をそのまま実施するのか、一部を変えるのか、全面的に変えるのかは、これからの議論の結論によるが、年度内に結論を出すことを委員会の合意事項としていくべき。
- ・前回議決したことがうやむやになっており、議論の蒸し返しがある。
- ・現行条例は全会一致ではなく、何名かの反対者があった。
- ・最終的には議員がきちんと判断して議決した。
- ・特別委員会を設置した限りは、現行条例でいくのか、それとも問題があるなら、それを改善して改めて条例化するのか、しっかり皆で議論を行い一つの集約をしていきたい。

- ・報酬条例の時に第三者機関（専門的知見）にお願いしたが、選挙区や定数も似たような話と思う。
- ・現行条例の議決にあたっては直近の議員が決めるべきであるが、時間がないとか、定数の問題をこれ以上逃げるわけにはいかないというプレッシャーがあり、次々回のことを決めてしまった。
- ・第三者の様々な意見を聞くのは重要で、適切、公平な方々、県民代表の方々の意見を聞くのは賛成であるが、前回の議決の趣旨も踏まえて早期に委員会としての結論を得られればよい。
- ・現行条例の議決は非常に重たいものであるが、県民の意思を一番的確に反映できる、よりよい形を求めて、変えない選択、変える選択のどちらであってもよい。積極的に議論して、よりよい答えを導き出していく。
- ・国勢調査の結果、人口の増えたところ、減ったところ、その急激なところ、緩やかなところなど、いろんな分析が必要。それをどう読み取るか、理解するかについて、共通認識できるもの、意見がわかるものなど整理をしてほしい。
- ・一票の格差が2倍以上の都道府県は25から26ある。2倍以下とすることは、それほど重要ではない。県土の均衡、これからの県勢推進のため、公職選挙法ただし書きにある地域の実情、特殊性に配慮して定数を決めていくべき。
- ・公職選挙法にある特例区の設定について、学識者の審議に委ねて、一定の基準により設けてはどうか。